

○議長（小林哲雄）

日程第 7 議案第 4 8 号 開成町介護保険条例及び開成町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、国税及び地方税の延滞金等の利率の見直しに鑑み、介護保険料及び後期高齢者医療保険料に係る延滞金の割合の特例を定めるため、開成町介護保険条例及び開成町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（小林哲雄）

細部説明を担当課長に求めます。

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

では、議案を朗読させていただきます。

議案第 4 8 号 開成町介護保険条例及び開成町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町介護保険条例及び開成町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

平成 2 5 年 9 月 4 日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、説明をさせていただきます。平成 2 5 年度の税制改正におきましては、国税及び地方税法が改正となっております。これは現在の金利が低下していることを踏まえ、納税者などの負担を軽減する観点から行われた国税の見直しにあわせ、地方税法による延滞金及び還付加算金の利率が見直されています。地方税法、附則の第 3 条の 2 の延滞金及び還付加算金の割合の特例に規定されております。

地方税法の一部改正につきましては、平成 2 5 年 3 月 3 0 日に公布され、平成 2 6 年 1 月 1 日から改正の規定が施行されます。今回の改正はこれを受けまして、保険料に介する条例の一部改正するものでございます。

開成町の税収入に関する延滞金等につきましては、地方税法に準ずる規定となっているため、条例改正をする必要がありません。

しかし、税収入以外の保険料に関しましては、地方税法の規定がそのまま適用されるわけではありませんので、市町村の条例改正が必要となります。

介護保険制度の介護保険料及び後期高齢者医療制度の後期高齢者の保険料に係る延滞金の割合の特例を定めるため、今回、条例の一部を改正するものでございます。

では、1 ページおめくりください。

開成町条例第 号 開成町介護保険条例及び開成町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

（開成町介護保険条例の一部改正）、第１条、開成町介護保険条例（平成１２年開成町条例第６号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

では、条例の改正前と改正後をご覧ください。介護保険条例の第１０条第１項になります。延滞金ですけれども、年１４．６％の部分で１４．６％、ただし納期限の翌日から１月を経過するまでの期間については、年７．３％の割合を条例改正をもって計算した金額を追加いたします。これは今回、延滞金の特例を規定することにあわせて、地方税法に準じた延滞金の軽減措置を設けたものでございます。

次に、附則になります。今回の延滞金の割合の特例として、第６条になります。当分の間、第１０条に規定する延滞金の年１４．６％の割合及び７．３％の割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合が、年７．３％の割合に満たない場合には、その年中においては、一つとしては、年１４．６％の割合に当たっては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年７．３％の割合を加算した割合とする。

二つ目としては、年７．３％の割合に当たっては、当該特例基準割合に年１％の割合を加算した割合とすると新設で規定するものでございます。

また、特例基準割合とは、当該年の前年に、租税特別措置法第９３条の第２項の規定により告示された割合に年１％の割合を加算した割合を言います。

また、当分の間とは、平成２６年１月１日以降の延滞金の計算に適用するものでございます。

次に、第２条になります。開成町後期高齢者医療に関する条例の一部改正になります。開成町後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

介護と同様に附則で規定をしますけれども、後期につきましては、既に附則の第４項に延滞金の割合の特例の規定がありますので、それを今回の基準にあわせて、全文を改正いたします。

改正前の日本銀行法の規定から租税特別措置法の規定に変更し、全文を入れかえるものでございます。

第４項の内容、延滞金の割合の特例の内容につきましては、介護と同様の規定ですので、省略をさせていただきます。

最後に附則になります。附則、第１項、施行期日でございますけれども、この条例は、平成２６年１月１日から施行する。

第２項で経過措置でございますけれども、第１条の規定による改正後の開成町介護保険条例第１０条及び附則第６条並びに第２条の規定による改正後の開成町後期高齢者医療に関する条例附則第４項の規定は、延滞金のうち平成２６年１月１日以後の期間に対応するものについて準用し、同日前の期間に対応するものについては、なお、従前の例による。

説明については以上でございます。

○議長（小林哲雄）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

高橋久志議員。

○2番（高橋久志）

2番、高橋久志です。延滞金の関係で質問いたしますが、延滞期限の翌日から納付の日までの期間に応じて、当該金額につき年14.6%にすると。今現在、そうなっているというふうに理解をしております。

今回の特例というものは、納期限の翌日から1月を経過するまでの期間、これを約半分ですけれども、年7.3%にすると。率直に捉えるのならば、減額すると、こういう形だと、私は思っているんですけれども、それでそのとおりなのかどうか、確認させていただきたいというのが一つと。

それから、納期限が過ぎて、町としては収入を介護保険料、あるいは後期高齢者医療をしっかりとさめていただきたいということで、町のほうも努力しながら該当者について訪問活動とか、いろいろなことで収益をやっているわけですね。厳密な形として、期限は過ぎたら、即14.7、これを救うために、今回出ているというふうに思うんですけれども、やはりその辺、実際の今の開成町の徴収に関してどうしているのかなという感じがございますので、あわせてお答え願いたい。

○議長（小林哲雄）

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

1点目のご質問の件でございますけれども、議員おっしゃるとおりでございます。ただ、介護保険と後期を1本の条例改正ということでさせていただいてございますけれども、介護保険の条例の第6条になりますけれども、年の14.6%という形で、当初から14.6%という基準を設けて、平成12年から介護保険制度がスタートしてございます。途中、制度改正が平成21年度にございましたけれども、そのときに1か月間納期限後、1カ月以内というのは7.3%ということで、後期は7.3%になっているんですけれども、介護については、そのまま14.6%という率をそのまま踏襲していたような形になってございます。

今回、延滞金の特例を適用させるというところで、後期と同じように、1カ月以内については7.3%を超したときには14.6%と、本則のほうも一部地方税法に準ずるような形で修正をさせていただいております。

あと2点目の、今の開成町の状況という点でございますけれども、ご存じのとおり、保険料については、一応2年間で時効を迎えるということになってございます。該当者については全くいないわけではございませんけれども、該当者は少ない状況で、今現在きております。

ただ、介護保険も、後期高齢者についても、高齢者を対象としているという部分と、あと近隣把握する中で、延滞金をとっていない市町村が多いというところで、今まで

延滞金については徴収をせず、本税を中心に徴収をしてきたという経過がございます。ですので、今のところ延滞金とはっていない状況でございます。

以上です。

○議長（小林哲雄）

茅沼隆文議員。

○7番（茅沼隆文）

7番、茅沼です。今回のこの措置によって、どういう効果を期待しているのかというところを教えてください。例えば、この介護保険についても、後期高齢者についても、収入未済額がかなり増えてきているので、この辺がどういうふうに影響してくるのか。もし見通しがあるのでしたら、お聞かせいただきたい。

○議長（小林哲雄）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（草柳嘉孝）

効果ということですが、今回の条例改正については、地方税法関係等々延滞金の率合いが下がっていますので、それと整合性をとるためにということで、主な趣旨はそういうことであります。今回についての引き下げの中で、実際に効果があるかということ、特に後期高齢者、介護保険に含めて高齢者の関係ですので、そういったところは、先ほどは高橋議員からご質問もありましたけれども、まず、いきなり延滞金云々ではなくて、最初に面談をやりなさいと、そういう関係で、国から指導もきていますので、実質的にそこで延滞金の金額が上がると、そういうところは期待はしておりません。

以上でございます。

○議長（小林哲雄）

菊川敬人議員。

○1番（菊川敬人）

1番、菊川です。ちょっとわかりにくくてよくわからないのですが、10条のところで、括弧のただし、納期限の翌日から1カ月を経過するまでの期間については、年7.3%と、地方税法に倣うという形になっておりますが、この7.3%にすることによりまして、滞納している方への、今と比較して影響というか、何か出てくるものというのはあるのでしょうか。

それと、これに該当する方がおられるようなことを、さっき課長が言っておられましたけれども、実際には、現状どれぐらいの方がこれは該当されているのでしょうか。

○議長（小林哲雄）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（草柳嘉孝）

実質的に介護保険、後期高齢者、うちの町については、金額が2,000以下だったりしていますので、実際、延滞金に該当している人はいないということでございます。

最初の１点目のところですが、今回については、主眼については、１４．６％と１月目はもう少し安くて、７．６と一つ特例とあったんですが、それをさらに特例基準割合を利用して９．３と３％に、もう少し下げるところが、この主眼でございます。もう少しあれです。ややこしくて大変恐縮なんですけれど、ただ、後期高齢のほうは、最初から特例のところ、１月間のうちは７．３でよくて、それ以上いっちゃうと１４．６という取り方だったんですが、介護保険の場合、条例がつくったときから、いきなり１４．６ということで、７．３にするという特例がなかったわけでございます。その辺も整理して、今回はやったということでございます。

いきなり１４．６を使ったということは、当時から社会保険料、例えば、健康保険の保険料につきましては、いきなり１４．６というところがもう決まりでしたので、それを引いたというところで認識はしております。

以上です。

○議長（小林哲雄）

お諮りします。質疑を打ち切り、討論を省略して、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第４８号 開成町介護保険条例及び開成町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（小林哲雄）

お座りください。起立全員によって、可決いたしました。

暫時休憩いたします。再開を１５時１５分といたします。

午後３時０２分